



教えてJAさん！

Q & A

将来、妻や子ども、孫に円滑に相続するためには、
今からどのような準備をするべきでしょうか？

(津市 64歳・男性)

円滑に相続するためには、遺言書の作成がおすすめです。

〈推定相続人〉

- ・妻（認知症と診断、同居）
- ・長女（同居）
- ・亡き長男の子（代襲相続人で13歳の孫、長男の妻とその実家に居住）

遺言書作成の効果

相続人が未成年者や意思能力がない人の場合、遺産分割協議の際には代理人をたてる必要があります。また、代理人が原則どおりに法定相続分での分割を主張すると、思ったとおりの財産配分ができない可能性があります。認知症に

遺言書作成の際に 気をつけること

遺言書作成には、遺留分や相続税への配慮が必要です。

遺言では自由に財産を配分できますが、兄弟姉妹以外の相続人には遺留分があるため、他の相続人からこれを主張されると金銭で支払う必要が生じます。今回の例の遺留

分割合は、相続財産に対して妻が4分の1、長女と孫が8分の1ずつとなります。

相続税対策としては、妻や同居の長女が自宅を相続すると、その敷地の評価額が最大8割減となる「小規模宅地等の評価減の特例」を利用できますが、金融資産も配分しないと納税資金に困るかもしれません。また、妻が取得する財産の額によつては相続税をゼロにできる「配偶者の税額軽減」の利用を想定し、多めに配分することも可能ですが、これにより妻の相続時には長女や孫の税負担が重くなる可能性があるため、二次相続を見据えた配分も必要です。

遺言書作成以外にも 注意すべきこと

せっかく遺言書を作成しても、相続人全員が合意すれば遺言内容と異なる分割も可能です。しかし、これでは思いが伝わらなくなるため、日頃から家族間での意思疎通と認識の共有が大切です。遺言書の作成や相続税の試算などでお悩みの際はまずはJAにご相談ください。

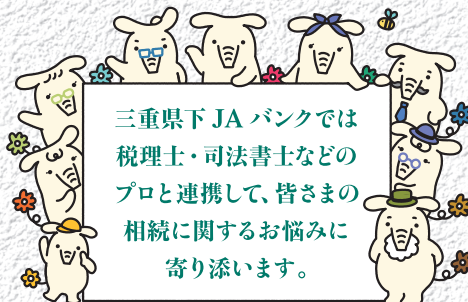
相続のこと お気軽にご相談ください!!

相続税の
一般的な相談

相続税の
概算の試算

生前対策に
関する相談

遺言信託に
関する相談 ※



三重県下 JA バンクでは
税理士・司法書士などの
プロと連携して、皆さまの
相続に関するお悩みに
寄り添います。

※三重県下JAでは、JAグループの信託銀行である農中信託銀行の代理店として以下のJAで遺言信託を取り扱っています。

JA みえきた / JA 鈴鹿 / JA 津安芸 / JA みえなか / JA 多気郡 / JA 伊勢 / JA いがふるさと

※各代理店が行う遺言信託代理店業務は契約締結の媒介です。

※遺言信託には所定の費用等が必要となります。また、身分に関する事項についてはお引き受けできません。